

一般名処方加算に係るご案内

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組み等を実施しています。

現在、一部の医薬品について十分な供給が難しい状況が続いており、当院では後発医薬品のある医薬品について、特定の医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした「一般名処方」を行う場合があります。それにより、特定の医薬品の供給が不足した場合であっても、患者さんに必要な医薬品が提供しやすくなります。

また、一般名処方により院外調剤薬局にて先発品、後発品を患者さんが自由に選択いただけますが、令和 6 年 10 月より、患者さんが後発医薬品のある先発医薬品を選択された場合には、後発品との差額の一部を患者さんが負担する仕組み(長期収載品の選定療養)が導入されています。

厚生労働省が示している、一般名処方の標準的な記載方法は、次のとおりです。

【般】 + 「一般名」 + 「剤形」 + 「含量」

(例) これまでの処方・・・〇〇〇〇〇錠 60mg 3 錠 3 × 毎食後 7 日分



一般名処方・・・【般】 △△△△△錠 60mg 3 錠 3 × 毎食後 7 日分

ご不明な点等がありましたら当院薬剤部までご相談ください。

函館赤十字病院長

先発医薬品を希望した場合の 自己負担の仕組み

- 後発医薬品(ジェネリック医薬品)があるお薬で、先発医薬品の処方を希望される場合は、
特別の料金をお支払いいただきます。
- 特別の料金は、令和8年6月から、先発医薬品
と後発医薬品の価格差の2分の1相当です。
- この機会に、後発医薬品の積極的な利用をお願いいたします。

- ・ 後発医薬品は、先発医薬品と有効成分が同じで、同じように使っていただけるお薬です。
- ・ 先発医薬品と後発医薬品の薬価の差額の2分の1相当を、特別の料金として、医療保険の患者負担と合わせてお支払いいただきます。
- ・ 先発医薬品を処方・調剤する医療上の必要があると認められる場合等は、特別の料金は要りません。

新たな仕組みについて

特別の料金の対象となる
医薬品の一覧などはこちらへ



後発医薬品について

後発医薬品（ジェネリック医薬品）
に関する基本的なこと



※QRコードから厚生労働省HPの関連ページにアクセスできます。

将来にわたり国民皆保険を守るため
皆さまのご理解とご協力をお願いいたします



厚生労働省

ひと、くらし、あらいため
Ministry of Health, Labour and Welfare